

# 国民への普及・啓発に関する論点について (普及・啓発の目的と必要性)

第5回 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会

資料  
2-3

平成30年2月23日

これまでの議論を踏まえ、国民への普及・啓発について、次のような内容を報告書に含めてはどうか。

## 1) 普及・啓発の目的と必要性は、次のとおりとしてはどうか。

- 人生の最終段階において、本人の意向に沿った医療・ケアが行われるようにするためには、人生の最終段階における医療・ケアについて繰り返し話し合う取組が、医療・介護現場だけではなく、国民一人一人の生活の中に浸透することが必要。
- 現在、医療・介護現場における意思決定支援の実践や地方自治体における取組は、十分に広まっておらず、救急搬送時に本人の意向が確認できずに治療方法の選択が困難となるといった課題が依然として存在。高齢化や近年の高齢者の救急搬送の増加などの状況を踏まえると、「生を全うする医療・ケアの質」を高めていくことが必要。
- このため、国民全体が、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス（ACP）の必要性などについて、一層の普及・啓発を図っていくことが必要。こうした取組が当たり前に行われるようになっていく環境をつくっていくことで、全ての国民が、人生の最終段階における医療・ケアを、自ら選択し、本人と家族等が納得した上で、人生の最終段階を迎えられる状況に近づいていく。

## 2) 普及・啓発の方向性

(1) 普及・啓発の対象について、次のように分けて整理してはどうか。

- ① 人生の最終段階における医療・ケアの在り方を自分ごととして考える時期にある方
- ② ①の方を身近で支える立場にある家族等
- ③ 本人や家族等を支える医療・介護従事者
- ④ 国民全体

(2) 普及・啓発の内容

○ 普及・啓発の内容は、対象の特性に応じ、次のような内容があるのではないか。

① 人生の最終段階における医療・ケアの在り方を、自分ごととして考える時期にある方

- 心身の状態に応じた医療・ケアの内容（呼吸確保、栄養・水分補給、疼痛緩和の方法等）、療養場所（医療機関、介護施設、在宅等における療養上の特徴等）に関する事項
- 本人の意思の共有にあたり、留意すべき事項（人生観、価値観等も含めた十分なコミュニケーションが重要 等）
- 家族等の信頼できる者の決定にあたり、留意すべき事項
- 本人の意思を文書にまとめるにあたり、留意すべき事項（文書の内容、保管場所等）
- 医療・介護を受けていない方については、専門職（かかりつけ医等）の役割や、その相談の方法

等

② ①の方を身近で支える立場にある家族等

- ①に掲げる事項
- 身近な方の人生の最終段階における医療・ケアの方針決定に関わるにあたり、留意すべき事項（コミュニケーションの方法等）
- 本人の意思の推定にあたり、留意すべき事項

(2) 普及・啓発の内容 (続き)

③ 本人や家族等を支える医療・介護従事者

- 意思決定支援に必要な知識・技術に関する事項 (改訂されるガイドラインの内容等)
- ①・②に掲げる事項を本人や家族等に伝達するにあたり、留意すべき事項 (本人の意思を汲み取ることがまず重要であること、本人の意思や気持ちは常に揺れ動くことを理解すること、医療・ケアチーム と本人との関係が、上下関係のようにならないようにすること等)

等

④ 国民全体

- 本人や身近な人のもしものときに備えて、日頃から考え、話し合うことが重要であること
- 話し合った内容は、家族などの信頼できる者を決め、共有しておくことが重要であること
- 本人の希望は、いつでも変更して良いことを理解しておくこと
- 具体的な代表的ケースに即して話し合いを行うことで、理解や考えが深まること

等

(3) 普及・啓発の方法

○ 普及・啓発の方法は、対象者の特性に応じ、例えば次のような方法があるのではないか。

① 人生の最終段階における医療の在り方を、自分ごととして考えるべき時期にある方

② ①の方を身近で支える立場にある家族等

(医療機関・介護施設)

- ・ かかりつけ医、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等の医療・ケアチームによる、医療・介護サービスの提供の機会を通じた情報提供

(地方自治体、民間団体等)

- ・ リーフレットの配布（手渡し説明）
- ・ 市民向けのセミナーの開催
- ・ 在宅医療・介護に関する相談や特定健康診査・保健指導の機会を通じた情報提供

③ 本人や家族等を支える医療・介護従事者

(国・地方自治体、医療・介護関係団体)

- ・ 改訂したガイドラインの普及、研修会の開催

等

等

(3) 普及・啓発の方法 (続き)

④ 国民全体

(国)

- 記念日の制定やこの日に合わせたイベントの開催
- 関連情報に関するポータルサイトやeラーニング等の学習サイトの開設
- メディアを意識した広報

(地方自治体、民間団体等)

- リーフレットの配布
- 市民向けのセミナーの開催
- 在宅医療・介護に関する相談、特定健康診査・保健指導の機会等を通じた情報提供

(企業)

- 結婚・出産、介護保険加入、介護休業、退職等のライフイベントに関連する手続の機会を通じた情報提供
- 退職セミナー等の企業研修の機会を通じた情報提供
- 遺言や財産管理に関連したセミナー、不動産購入や生命保険加入時の機会を通じた情報提供

(教育機関)

- 学校・大学における生命や医療に関する授業の機会を通じた情報提供

等

(4) 普及・啓発における留意事項

○ 人生の最終段階における医療の普及・啓発にあたっては、次のような留意すべき事項があるのではないか。

- 国民一人一人が、希望する人生の最終段階を迎えることができるようにするために行うものであり、決して医療費削減、営利目的等のために行うべきものではないこと
- 誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であること
- 人生の最終段階の医療・ケアに関する考えを共有するにあたっては、人生観や価値観を含めた十分なコミュニケーションが必要であること
- あくまで個人の主体的な取組によって、人生の最終段階の医療・ケアの在り方について考え、決定されるものであり、知りたくない、考えたくない、文書にまとめたくないという方への十分な配慮が必要であること
- 本人の意思は時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更等に依じて変化しうる可能性があることから、繰り返し見直し、変更することが可能であることを理解することが重要であること
- 本人の意思を文書にまとめておく場合であっても、その文書に書かれた内容が人生の最終段階の状況に当てはまらない場合があることを理解することが重要であること